



自然と歴史が織りなす景観を未来へ紡ぐ  
琴平町景観計画

Landscape Planning for Kotohira Town 2018



# 目 次

<b>第1章 景観の概況</b> .....	1
1. 景観の特性.....	1
(1) 自然的景観.....	1
(2) 都市的景観.....	1
(3) 歴史・文化的景観.....	2
(4) 眺望景観.....	2
2. 景観に対する住民意識.....	3
<b>第2章 景観計画の区域</b> .....	6
1. 景観計画区域.....	6
(1) 一般区域.....	6
(2) 景観形成重点地区.....	6
<b>第3章 良好な景観形成に関する方針</b> .....	8
1. 景観形成に向けた基本理念.....	8
2. 景観形成の目標.....	8
3. 景観形成の方針.....	9
(1) 地域区分.....	9
(2) 市街地地域の方針.....	11
(3) 田園集落地域の方針.....	14
(4) 自然環境地域の方針.....	15
(5) 道路、河川等の方針.....	16
(6) 景観形成重点地区の方針.....	18
<b>第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</b> .....	20
1. 届出対象行為.....	20
(1) 一般区域.....	20
(2) 景観形成重点地区.....	22
(3) 工作物.....	23
2. 届出の流れ.....	24
3. 景観形成基準.....	25
(1) 一般区域.....	25
(2) 景観形成重点地区.....	30
<b>第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</b> .....	38
1. 景観重要建造物の指定の方針.....	38
2. 景観重要樹木の指定の方針.....	38
3. 指定に向けたフロー.....	39
<b>第6章 その他の景観形成に関する事項など</b> .....	40
1. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項.....	40
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項.....	40
<b>第7章 良好な景観形成の推進に向けた取組</b> .....	41
1. 景観まちづくりにおける役割.....	41

(1) 住民の役割.....	41
(2) 事業者の役割.....	41
(3) 行政の役割.....	41
2. 計画の見直し.....	41
3. 推進体制.....	42
(1) 景観まちづくり協議会.....	42
(2) 庁内・関係機関との連携.....	42
<b>附 属 資 料.....</b>	<b>43</b>
1. 琴平町景観まちづくり協議会.....	44
(1) 琴平町附属機関設置条例.....	44
(2) 琴平町景観まちづくり協議会委員名簿.....	48
2. 策定経過.....	49
(1) 琴平町景観まちづくり協議会.....	49
(2) 都市計画審議会.....	49
(3) 住民意見の募集.....	49

# 第1章 景観の概況

## 1. 景観の特性

本町は、丸亀平野の南西部に位置し、東西 3.3 km、南北 5.3 km の町域からなる面積が 8.47 km<sup>2</sup> の小さなまちです。

この町域の南部には象頭山、愛宕山といった山々を配し、その山裾に行政系施設、教育系施設、医療・福祉施設等や住宅が集積して立地する市街地が形成されています。また、町域の北部には、まとまった田園地帯が広がっており、地域によって様々な景観を有しています。

### (1) 自然的景観

自然公園法における瀬戸内海国立公園及び文化財保護法における名勝・天然記念物に指定されている象頭山から愛宕山にかけての山並みは、本町の様々な場所から眺めることのできる重要な自然景観となっています。

また、本町の南部から北部にかけて流れる金倉川は、市街地における水辺の空間となっているほか、金陵の郷の大楠、金刀比羅宮御神事場、金刀比羅宮北神苑等は、市街地における貴重な緑となっており、自然景観における重要な要素となっています。



象頭山



金倉川

### (2) 都市的景観

JR琴平駅は、大正時代に建築された本屋、陳列所、旅客上屋等の建物が残っており、当時の面影を残しながら駅前の広場と一体となって、本町の玄関口となる格調のある景観を形成しています。

また、金刀比羅宮へと続く道路は、石張風の景観舗装となっており、良好な都市的景観を構成する要素となっています。



JR琴平駅



県道琴平停車場琴平公園線

### (3) 歴史・文化的景観

金刀比羅宮の門前町として栄えてきた歴史を有し、書院、旭社など金刀比羅宮に関連する建造物や金毘羅信仰を物語る高灯籠、並び燈籠、さらには歌舞伎の芝居小屋である旧金毘羅大芝居など様々な歴史的資源が現在も多く残っています。

また、金刀比羅宮へと続く金毘羅五街道沿いには、鳥居や燈籠が残っている区間もあり、多くの参拝者が歩いて金毘羅参りをしていた往時の面影を偲ぶことができます。

さらには、金刀比羅宮において古くから執り行われてきた祭りや地域の神社に奉納されるちょうさ・獅子舞など伝統ある文化的な景観も残っています。



金刀比羅宮（御本宮）



旧金毘羅大芝居

### (4) 眺望景観

眺望景観は、眺められる対象となる市街地や田園などの景観とそれを望むことができる眺望地から構成されます。

本町における眺望地としては、金刀比羅宮（御本宮、奥社）、琴平公園（展望所）、如意山等があります。金刀比羅宮（御本宮、奥社）からは、本町の市街地や田園の広がりを見ることができ、琴平公園（展望所）からは、象頭山の中腹に位置する金刀比羅宮へと続く参道のまち並みを眺めることができます。

また、如意山からは町北部に広がる田園や集落を眺めることができます。



金刀比羅宮（御本宮）からの眺望



琴平公園からの眺望（金刀比羅宮参道）

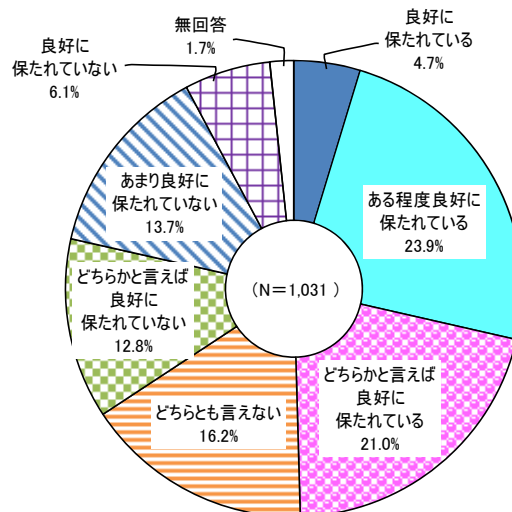
## 2. 景観に対する住民意識

良好な景観づくりに対する住民の考えや意見を調査するため、平成29年2月に住民2,500人に対してアンケート調査を実施し、1,031人から回答をいただきました。

アンケート調査の結果は、以下のとおりです。

### ①琴平町の景観は良好に保たれているかについて

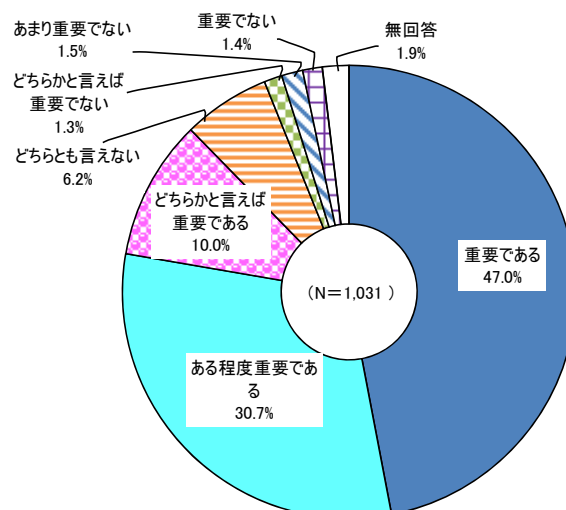
歴史的な景観、自然的な景観、市街地の景観、田園地域の景観などが良好に保たれているかについてたずねたところ、「ある程度良好に保たれている」(23.9%)が最も多く、さらに「良好に保たれている」(4.7%)と「どちらかと言えば良好に保たれている」(21.0%)を含めた“良好に保たれている”の割合は49.6%となっています。一方、「どちらかと言えば良好に保たれていない」(12.8%)、「あまり良好に保たれていない」(13.7%)、「良好に保たれていない」(6.1%)を合計した“良好に保たれていない”の割合は32.6%となっています。



※選択は一つ

### ②琴平町の景観づくりへの取組みについて

歴史や風土を守り、魅力的なまちにしていくために、景観づくりへの取組みは重要かについてたずねたところ、「重要である」(47.0%)が最も多く、さらに「ある程度重要である」(30.7%)と「どちらかと言えば重要である」(10.0%)を含めた“重要だと思う”の割合は87.7%で、大半の住民が重要と感じています。



※選択は一つ

## ③琴平町の景観を損ねている要素について

景観を損ねている要素についてたずねたところ、「管理されていない空き店舗や空家」(68.4%)が突出して最も多く、以下「土砂の堆積やごみの浮遊等が見られる河川」(33.3%)、「不法投棄されたごみ」(26.6%)と続いています。

	回答数
全体	100.0 1,031 人
(1) 管理されていない空き店舗や空家	68.4 705 人
(2) 高さや色彩等が統一されていないまち並み	13.0 134 人
(3) 色彩やデザインが統一されていない広告看板	9.9 102 人
(4) 乱立した電柱や電線類	13.1 135 人
(5) 道路の清潔感(例:道路沿いの雑草や道路に落ちているごみなど)	19.8 204 人
(6) 道路に駐車している車両や駐輪している自転車等	12.2 126 人
(7) 道路を通行する多くの車両	5.5 57 人
(8) 土砂の堆積やごみの浮遊等が見られる河川	33.3 343 人
(9) 荒廃した農地	9.9 102 人
(10) 不法投棄されたごみ	26.6 274 人
(11) 農村部において開発された住宅や太陽光発電	2.7 28 人
(12) 特になし	3.7 38 人
(13) その他	11.4 118 人
無回答	1.6 17 人

グラフ単位: (%)

※選択は三つ以内

## ④琴平町の景観づくりを進めていくうえで重要だと思うものについて

景観づくりを進めていくうえで重要だと思うものについてたずねたところ、「JR琴平駅やことん琴平駅の駅前のまちの顔となる景観」(44.9%)や「旧金毘羅大芝居や社寺等の歴史的建造物の保全」(40.5%)がいずれも4割を超えて上位を占めており、景観づくりを進めていくうえで重要と考えられています。

	回答数
全体	100.0 1,031 人
(1) 旧金毘羅大芝居や社寺等の歴史的建造物の保全	40.5 418 人
(2) ホテル、旅館、お土産店などの商業施設の良好な景観	24.2 249 人
(3) JR琴平駅やことん琴平駅の駅前のまちの顔となる景観	44.9 463 人
(4) 金毘羅街道の顕在化と景観の保全	17.4 179 人
(5) 国道319号沿道の商業施設の良好な景観の形成	11.1 114 人
(6) 金倉川、満濃川、平松川、買田川などの水辺の景観の保全	27.1 279 人
(7) その他	3.4 35 人
無回答	3.4 35 人

グラフ単位: (%)

※選択は二つ以内

### ⑤美しい景観づくりを進めていくうえで町に期待することについて

美しい景観づくりを進めていくうえで町に期待することについてたずねたところ、「町民・事業者・行政が共に景観について考える場を設ける」(38.4%)、「景観に関する様々な情報を町民に提供する」(35.4%)が、ともに3割を超えて高くなっています。

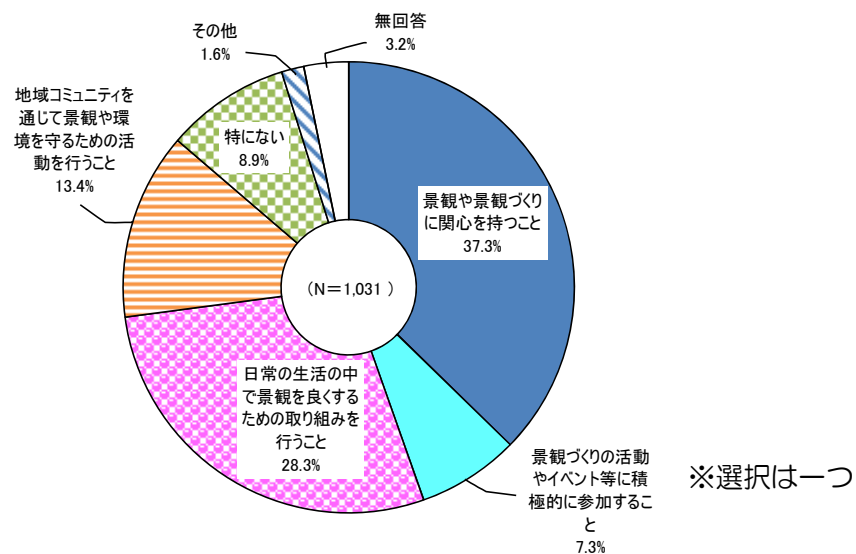
	割合 (%)	回答数
全体	100.0	1,031 人
(1) 景観に関する様々な情報を町民に提供する	35.4	365 人
(2) 町民・事業者・行政が共に景観について考える場を設ける	38.4	396 人
(3) 景観に関する講演会やセミナー等を開催するなど学習の機会を設ける	8.7	90 人
(4) 地域の景観づくりに対するアドバイスや専門家派遣等を支援する	20.5	211 人
(5) 景観、美化活動等に対する物品貸与や活動費を助成する	19.0	196 人
(6) 景観保全や景観づくりを行う活動団体を設立する	19.5	201 人
(7) その他	5.3	55 人
無回答	5.6	58 人

※選択は二つ以内

グラフ単位：(%)

### ⑥琴平町の景観をよくするために今後取り組めることについて

景観をよくするために今後取り組めることについてたずねたところ、「景観や景観づくりに関心を持つこと」(37.3%)が最も多く、以下「日常生活の中で景観を良くするための取り組みを行うこと」(28.3%)、「地域コミュニティを通じて景観や環境を守るための活動を行うこと」(13.4%)と続いています。一方、関心はあっても「景観づくりの活動やイベント等に積極的に参加すること」は7.3%にとどまっています。





## 第2章 景観計画の区域

### 1. 景観計画区域

本町は、象頭山や金倉川といった自然が残る中で、金刀比羅宮の門前町として栄えてきた歴史から、町内の各所には、往時を物語る歴史的な建造物などが、現在も多く残っています。

これらの歴史、文化的な財産を守り、後世に伝えていくためにも、景観計画区域は町全域とします。

#### (1) 一般区域

景観計画区域のうち、後述の「(2) 景観形成重点地区」の指定を行わない区域については、一般区域とします。

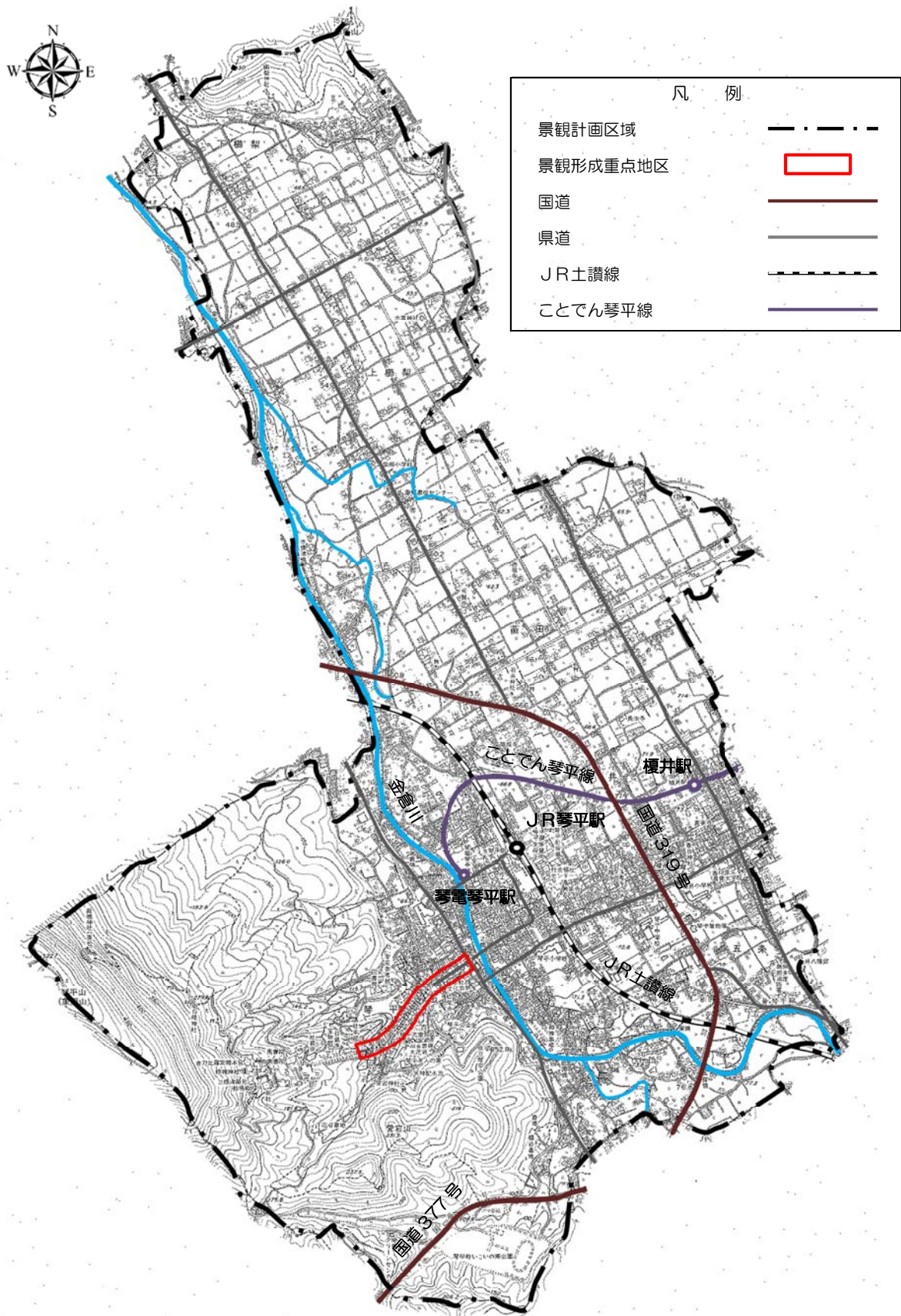
#### (2) 景観形成重点地区

本町の特徴的な景観や重要な景観資源を有する地区において、観光客が訪れて居心地のよい景観や住民にとっても誇りに思える景観を形成する区域を「景観形成重点地区」として、位置づけることとします。

##### ●金刀比羅宮参道周辺地区

自然公園法の瀬戸内海国立公園に指定されている区域に隣接して、金刀比羅宮への参道となっており、金刀比羅宮に縁のある文化財や歴史的な建造物などが多く残っていることから、門前町として栄えた歴史的なまち並みの景観を保全するとともに、賑わいの創出に向けて良好な景観を形成します。

景観計画区域



注：景観形成重点地区は、道路端から30mのエリア。

## 第3章 良好な景観形成に関する方針

### 1. 景観形成に向けた基本理念

その昔、象頭山の中腹に金刀比羅宮が造営されたことにより、徐々に庶民の間で信仰が高まり、いつしか「金毘羅信仰」と呼ばれ、多くの参拝者が全国から訪れるようになりました。

その参道周辺には、現在も昔ながらの様相を呈した飲食店や土産店が建ち並んでいるほか、御本宮までの石段沿いにも重要文化財や重要有形民俗文化財などの建造物が数多く残っています。

また、金刀比羅宮では5月、7月、12月に行われている奉納蹴鞠、歳旦祭（1月）、例大祭（10月）等をはじめとする多くの祭典・行事が催されているほか、大門の内側にて商売を許されている「五人百姓」の姿を観ることができるなど、昔ながらの歴史・文化を現在に伝えています。

このように歴史的な建造物と合わせ、参道は飲食する人や土産物を購入する人などで賑わいをみせており、そして、そこで生活を営む人々の暮らしや風習が一体となって、琴平町の醸し出す景観になっているといえます。

このように、本町の景観の成り立ちを踏まえ、景観形成の基本理念を以下のように定めます。

**自然と歴史が織りなす景観を未来へ紡ぐ**

### 2. 景観形成の目標

基本理念に基づき、良好な景観の形成に向けたまちづくりを進めていくための基本目標を以下のように定めます。

#### 基本目標①：歴史を感じられる景観を守る

何百年もの間、姿を変えずに往時の面影を現在に伝える歴史的な建築物や風俗・習慣など、長きにわたり受け継がれてきた歴史を知り、歴史の重みを感じながら、唯一無二の本町の景観を守り、それら大切に育んでいきます。

#### 基本目標②：周辺と調和した景観をつくる

今後、新たに建造・整備される個人の建築物や公共建築物、さらには道路、橋りょうなども、本町の景観を構成する新たな要素となります。そのため、これらを作る住民、行政などが、より良好な景観をつくりあげるといった意識を持って、景観を現在より悪化させるのではなく、現在の景観と調和を図りながら、より良い景観となるように取組みます。

また、商売や事業をしている町外の人にも、これらの考えを理解していただくように積極的に働きかけ、町全体として良好な景観づくりに取組んでいきます。

### 基本目標③：景観を共に未来へつなぐ

良好な景観を未来へと残し、継承していくことは、現在を生きる我々の責務です。

景観の成り立ちやそこに暮らす人々の風俗、習慣などを正しく理解し、貴重な景観資源や風習等を後世へと残していくために、生活や生業を営む様々な人々が景観に対する正しい知識や理解を深め、共に協力しながら後世へとつないでいきます。

## 3. 景観形成の方針

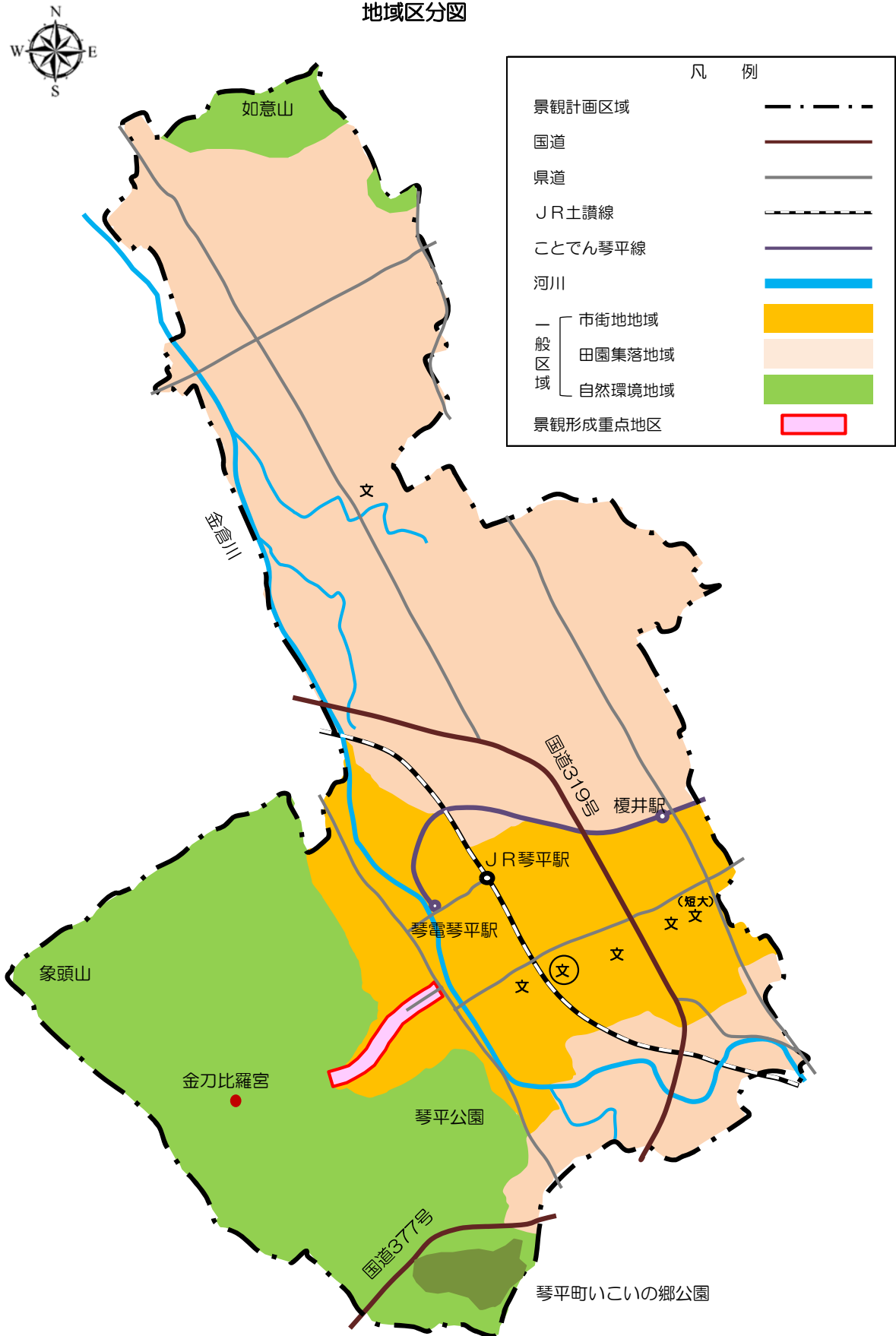
### (1) 地域区分

景観特性に配慮した規制・誘導をするため、町域を地形や景観の特性を踏まえて、一般区域を以下のように幾つかの地域に区分し、それぞれに景観形成の方針を定めます。

#### 一般区域における地域の分類

地域	地域の考え方
市街地地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政系施設、教育系施設、医療・福祉施設等の都市機能が集積し、多くの人々が居住する住宅が広がる地域</li> </ul>
田園集落地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に農業振興地域に指定されており、田、畑等の農地及び集落が広がる地域</li> </ul>
自然環境地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然公園法（特別地域）に指定されている地域</li> <li>保安林に指定されているほか、樹林地が広がり自然環境を有した地域</li> <li>自然環境を利用した公園として利用されている地域</li> </ul>

地域区分図



## (2) 市街地地域の方針

### ①景観特性

多くの観光客が訪れる金刀比羅宮の参道周辺には、飲食店や土産店が軒を連ね、明治時代、大正時代に建てられた建築物や芝居小屋であった旧金毘羅大芝居などの建築物が現在も残っており、門前町として発展してきた歴史を垣間見ることができます。

また、鉄軌道や道路の整備に伴い、JR琴平駅、琴電琴平駅周辺には、多くの公共施設や住宅が立地し、本町を代表する市街地の景観を有しています。

### ②景観形成の基本方針

#### 【本町の顔となる駅前空間の形成】

JR琴平駅、琴電琴平駅は、多くの人が利用する空間であるとともに、歴史的な建造物等が隣接する特徴的な空間であるため、駅周辺の建築物や門、柵、擁壁等の工作物等の形態・意匠、色彩等については周辺景観との調和を図り、本町の顔となるような景観を形成します。



琴電琴平駅と高灯籠

#### 【歴史を感じる商業空間の形成】

参道周辺には、登録有形文化財をはじめとして歴史的な建築物も現存していることから、建築物の形態・意匠、色彩等については、参道に相応しい落ち着いたものとし、連続したまち並みの形成を図ります。

また、門、柵、擁壁等の工作物や屋外広告物については、周辺景観と調和した形態・意匠、色彩等となるように努めます。



歴史的な建築物

**【良好な住宅地景観の形成】**

市街地地域には、住宅のほかにも医療・福祉施設、事務所等が立地するなど、医職住が近接する利便性の高い居住環境を有しており、さらなる良好な景観の形成に向けて、これらの敷地における生け垣、花壇等による緑化を促進します。

また、前面道路から洗濯物や不要となった生活用品等が見えないように配慮し、心地よい景観の形成に努めます。



住宅における生け垣



医療施設の敷地内緑化

**【歩きやすい回遊空間の形成】**

オープンスペース等を活用して休憩所やベンチ等を設置するほか緑化を促進するなど、来訪者や地域住民における憩いや交流の空間を創出します。

また、観光用の案内板、サイン等は、周辺景観と調和した素材や色彩とするとともに、統一性のあるデザインとします。



一之橋公園



ベンチや案内板

**【潤いを感じる緑の創出】**

金刀比羅宮御神事場、金刀比羅宮北神苑に見られる松や寺社に残る樹木等は、市街地におけるまとまった貴重な緑の空間となっており、適正な維持管理に努め、保全を図ります。

また、市街地地域に多く存在する行政系施設、教育系施設、福祉施設等の公共施設等への緑化を積極的に推進し、市街地における潤いの空間の創出を図ります。



金刀比羅宮北神苑の緑



苗田児童館の緑地

**【背景となる山並みとの調和】**

県道原田琴平線、県道琴平停車場琴平公園線等の沿道の建築物、工作物の規模、意匠等については、まち並みを包み込むように映る象頭山の景観を阻害しないよう配慮に努めます。



県道原田琴平線



県道琴平停車場琴平公園線



### (3) 田園集落地域の方針

#### ①景観特性

主に本町の北部にかけて広がる田園集落地域では、稲作や露地野菜の栽培が行われ、中でもにんにくの生産量は、県下一を誇っており、農業が盛んな地域です。

一部の地区では、分譲住宅の整備による宅地化もみられますが、本地域は、まとまった良好な農地が広がる農業集落景観を有しています。

#### ②景観形成の基本方針

##### 【良好な農業集落景観の形成】

田、畑が広がる農地については、無秩序な宅地開発を抑えるとともに、耕作放棄地の解消に努め、レンゲなどの景観用作物を栽培するなど、良好な田園景観の保全を図ります。

また、住宅、倉庫等の形態・意匠、色彩等に配慮し、敷地内の緑化を推進するなど周辺景観との調和を図ります。



田園集落地域の農業風景



田園集落地域の風景

##### 【地域における伝統文化の継承】

石井神社、大歳神社、櫛梨神社で執り行われている作物の収穫を祝う秋祭りは、地域の伝統的な行事であるとともに文化的な景観を有しています。

さらに、神社を覆う社叢林などは、地域における緑の空間となっていることから、これらの景観の保全と伝統文化の継承を図ります。



大歳神社のシラカシ



櫛梨神社

## (4) 自然環境地域の方針

### ①景観特性

金刀比羅宮が造営されている象頭山は、自然公園法における瀬戸内海国立公園に指定されているほか、文化財保護法における名勝・天然記念物に指定されており、イチイガシ、シイ類等を主体とした多様性に富んだ植生が残っています。

また、金刀比羅宮の御本宮から奥社に続く参道は、象頭山の豊かな自然の中を歩くルートとなっており、訪れる人の心を和ませるものとなっています。

隣接する愛宕山にも自然環境が残されており、その一部が琴平公園として整備され、桜や紅葉などの四季折々の景観を見ることができ、展望所からは金刀比羅宮の参道や本町の市街地を望むことができます。

### ②景観形成の基本方針

#### 【樹林地の保全】

市街地を抱くように連なる象頭山から愛宕山にかけての山並みは、町内の様々な場所から眺めることができるまとまった緑であることから、適正な維持管理に努め、保全を図ります。

また、北部に位置する如意山は、標高の低さから気軽に森林の中を散策ができる里山として保全を図ります。



象頭山から愛宕山にかけての山並み

#### 【公園等と周辺景観との調和】

愛宕山に整備された琴平公園や周辺を森林に囲まれた琴平町いこいの郷公園は、建築物・工作物の形態・意匠、色彩等に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、園内の植栽等を促進します。



琴平町いこいの郷公園



琴平公園

**【市街地等を眺望できる眺望地としての活用】**

金刀比羅宮、琴平公園、如意山等は、本町の市街地や田園地帯の広がりを見ることができ、眺望地として、保全と活用を図ります。



金刀比羅宮（奥社）からの眺望



如意山からの眺望

**(5) 道路、河川等の方針**

**①道路景観の形成方針**

**【沿道緑化の推進】**

町内を走る主要な道路には、植栽がされていない道路が多いことから、道路幅員や周辺環境を考慮に入れ、区間を定めて緑化を促進します。

また、道路に隣接するオープンスペースを活用して緑化を促進するとともに、道路沿道の宅地における敷地内緑化や生け垣の設置等を促進し、連続したみどりの空間形成に努めます。



国道319号沿いのポケットパーク

**【統一感のある道路景観】**

市街地内の道路舗装は、落ち着いた色彩の舗装とし、照明灯やガードパイプ等も落ち着いた色彩やデザインとするなど、統一感のある道路景観を形成します。

また、参道へと続く県道琴平停車場琴平公園線については、歩く人が圧迫感を感じないように電線類の地中化を推進し、すっきりとしたまち並みの景観を創出します。



県道大麻琴平買田線



県道琴平停車場琴平公園線

## ②水辺景観の形成方針

本町の南部から北部にかけて流れる金倉川は、市街地を流れる水辺空間として良好な景観を有しており、田園集落地域を流れる買田川、満濃川、平松川も、地域住民にとって身近な水辺空間となっています。

これらの河川は、堤防沿いに木々の緑を見ることができるほか、動植物の生息・生育空間となっていることから、地域住民の協力による美化活動や不法投棄の防止等を推進し、景観の維持に努めます。

また、親水性の促進や多自然川づくりを考慮した河川整備を促進し、自然環境や景観との調和を図ります。

なお、河川に架かる橋りょうのデザインや色彩等については、水辺や周辺景観及び背景となる山並みの景色等との調和を図ります。



金倉川に架かる橋りょうと山並み



満濃川

## ③歴史街道景観の形成方針

他市町から金刀比羅宮へと続く金毘羅五街道には、鳥居、燈籠、丁石等が現在も残っています。多くの方が歩いて参拝をしていた歴史街道として後世に伝えていくために、他市町と連携をしながらこれら歴史的資源の保全を図るとともに、これら街道の存在を広く知っていただくような顕在化に努めます。



高灯籠



並び灯籠

## (6) 景観形成重点地区の方針

### ①景観特性

本地区の東側は、金毘羅五街道のうち、旧伊予・土佐街道を除く、旧多度津街道、旧丸亀街道、旧高松街道、旧阿波街道が一つに合流する地点となっており、そこから金刀比羅宮まで参道が続いています。

参道の途中からは、御本宮まで続く石段がはじまりますが、参道の両側には飲食店や土産店が連なっており、多くの参拝客や観光客で賑わいを見せています。

### ②景観形成の基本方針

本地区内には、豪華な彫刻を施した高欄を有し、旅館として利用されていた木造建築物のほか、漆喰の虫籠窓や出格子を有した木造建築物等の歴史的な建築物が残っています。これらの建築物は、現在も飲食店や造り酒屋として商売をしていることから、その生業も含めて歴史的な景観として保全を図ります。

また、参道沿道の建築物や工作物については、色彩、外観等について歴史的な建築物との調和を図り、歴史的な風情や空間を有する連続したまち並みの創出を図ります。

なお、屋外広告物についても、規模、形状の大きなものや奇抜な色彩を使用したものについては、参道沿いの景観を損ねることにつながりかねないことから、できるだけ「届出不要な屋外広告物の設置に関する望ましい景観形成基準（P33）」に準拠したものを設置することが望まれます。

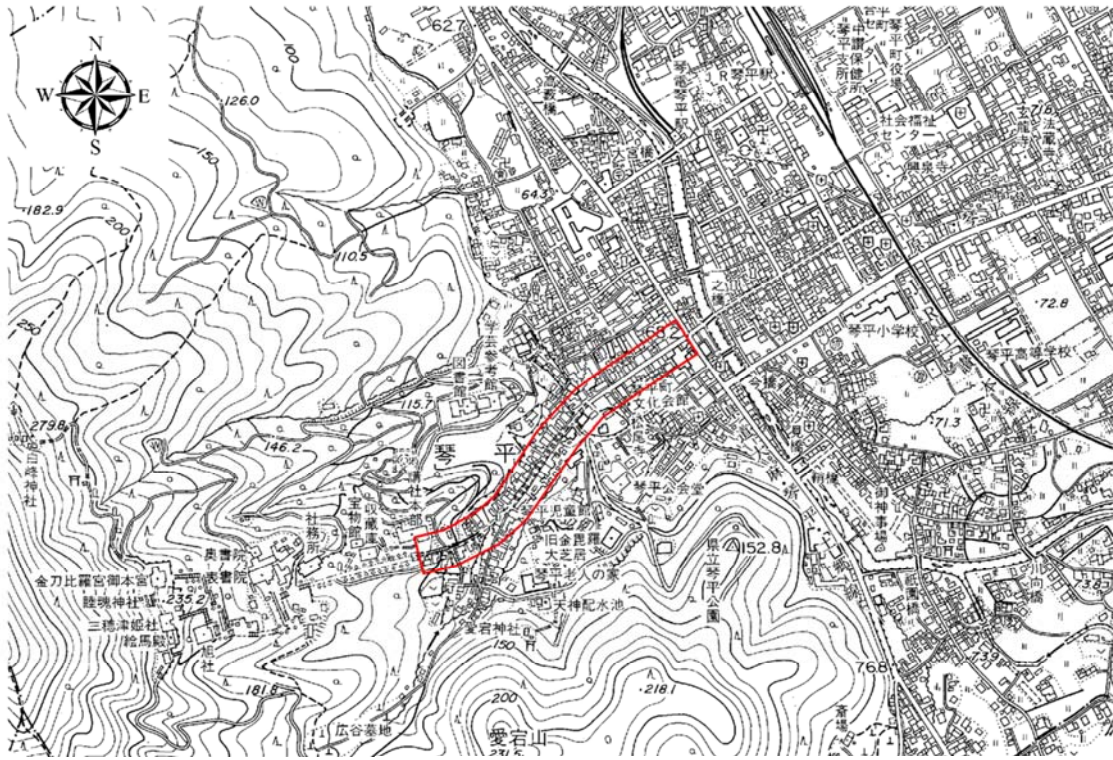


歴史的な建築物（飲食店）



歴史的な建築物（造り酒屋）

景観形成重点地区



注：景観形成重点地区は、道路端から30mのエリア。

## 第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

### 1. 届出対象行為

景観計画区域内の一般区域、景観形成重点地区における届出が必要な行為及び規模については、以下のとおりです。

なお、届出対象行為に該当しない高さ、規模等の場合には、届出が不要となりますが、景観形成基準に適合させることが望まれます。

#### (1) 一般区域

##### 市街地地域における届出対象行為

項目		届出対象の行為
建築物	新築、増築、改築、移転	高さが10mを超えるもの又は延面積が1,000㎡を超えるもの
	外観の変更となる修繕、模様替え又は色彩の変更	上記に該当するもので、当該行為に係る部分の面積の合計が1/2以上のもの
	太陽光発電設備等（※1）	建築物の屋根、壁面等に太陽光発電設備等を設置する場合の建築物にあつては、高さが10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積（※2）が50㎡を超えるもの
工作物 （※4）	新築、増築、改築、移転	高さが10mを超えるもの（建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超え、かつ、設置面から5mを超えるもの） ただし、太陽光発電設備等にあつては、地上からパネル上端までの高さが5mを超えるもの又はモジュール面積が50㎡を超えるもの
	擁壁、門、垣、柵等	高さが3mを超えるもの
	外観の変更となる修繕、模様替え又は色彩の変更	上記に該当するもので、当該行為に係る部分の面積の合計が1/2以上のもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する行為（※3）	区域面積が1,000㎡を超えるもの
土石の採取、鉱物の掘採		区域面積が1,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		その用に供される面積が10㎡を超えるものかつ堆積期間が90日以上

※1：建築物の屋根、壁面等に太陽光発電設備等を設置する場合には、建築物の一部に該当するものとみなす。

※2：モジュール面積とは、太陽光パネル部分の面積。

※3：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更。

※4：屋外広告物は、景観法施行令第10条第1項第4号に基づき、香川県屋外広告物条例による許可を受けるものであれば、景観の届出対象外とする。ただし、届出対象建築物の外壁面において、香川県屋外広告物条例の適用除外となる屋外広告物を設置する場合には、建築物を利用する屋外広告物とみなし、建築物の届出の中で、確認を行う。

## 田園集落地域、自然環境地域における届出対象行為

項目		届出対象の行為
建築物	新築、増築、改築、移転	高さが10mを超えるもの又は延面積が1,000㎡を超えるもの
	外観の変更となる修繕、模様替え又は色彩の変更	上記に該当するもので、当該行為に係る部分の面積の合計が1/2以上のもの
	太陽光発電設備等（※1）	建築物の屋根、壁面等に太陽光発電設備等を設置する場合の建築物にあっては、高さが10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積（※2）が100㎡を超えるもの
工作物 （※4）	新築、増築、改築、移転	高さが10mを超えるもの（建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超え、かつ、設置面から5mを超えるもの） ただし、太陽光発電設備等にあっては、地上からパネル上端までの高さが5mを超えるもの又はモジュール面積が100㎡を超えるもの
	擁壁、門、垣、柵等	高さが5mを超えるもの
	外観の変更となる修繕、模様替え又は色彩の変更	上記に該当するもので、当該行為に係る部分の面積の合計が1/2以上のもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する行為（※3）	区域面積が1,000㎡を超えるもの
土石の採取、鉱物の掘採		区域面積が1,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		その用に供される面積が1,000㎡を超えるものかつ堆積期間が90日以上

※1：建築物の屋根、壁面等に太陽光発電設備等を設置する場合には、建築物の一部に該当するものとみなす。

※2：モジュール面積とは、太陽光パネル部分の面積。

※3：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更。

※4：屋外広告物は、景観法施行令第10条第1項第4号に基づき、香川県屋外広告物条例による許可を受けるものであれば、景観の届出対象外とする。ただし、届出対象建築物の外壁面において、香川県屋外広告物条例の適用除外となる屋外広告物を設置する場合には、建築物を利用する屋外広告物とみなし、建築物の届出の中で、確認を行う。



## (2) 景観形成重点地区

## 景観形成重点地区における届出対象行為

項目		届出対象の行為
建築物	新築、増築、改築、移転	高さが10mを超えるもの又は延面積が500㎡を超えるもの
	外観の変更となる修繕、模様替え又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が1/3以上のもの
	太陽光発電設備等(※1)	建築物の屋根、壁面等に太陽光発電設備等を設置する場合の建築物にあっては、高さが10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積(※2)が50㎡を超えるもの
工作物 (※4)	新築、増築、改築、移転	高さが10mを超えるもの(建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超え、かつ、設置面から5mを超えるもの) ただし、太陽光発電設備等にあっては、地上からパネル上端までの高さが5mを超えるもの又はモジュール面積が50㎡を超えるもの
	擁壁、門、垣、柵等	高さが3mを超えるもの
	外観の変更となる修繕、模様替え又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が1/3以上のもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する行為(※3)	区域面積が1,000㎡を超えるもの
土石の採取、鉱物の掘採		区域面積が1,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		その用に供される面積が10㎡を超えるものかつ堆積期間が90日以上

※1：建築物の屋根、壁面等に太陽光発電設備等を設置する場合には、建築物の一部に該当するものとみなす。

※2：モジュール面積とは、太陽光パネル部分の面積。

※3：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更。

※4：屋外広告物は、景観法施行令第10条第1項第4号に基づき、香川県屋外広告物条例による許可を受けるものであれば、景観の届出対象外とする。ただし、届出対象建築物の外壁面において、香川県屋外広告物条例の適用除外となる屋外広告物を設置する場合には、建築物を利用する屋外広告物とみなし、建築物の届出の中で、確認を行う。

**(3) 工作物**

工作物については、高さが10mを超えるものを届出の対象としますが、擁壁、門、垣、柵等は、小規模なものが多いと考えられることから、高さが3mを超えるものを届出の対象とします。

届出の対象となる工作物は、以下のとおりです。

**届出の対象とする工作物**

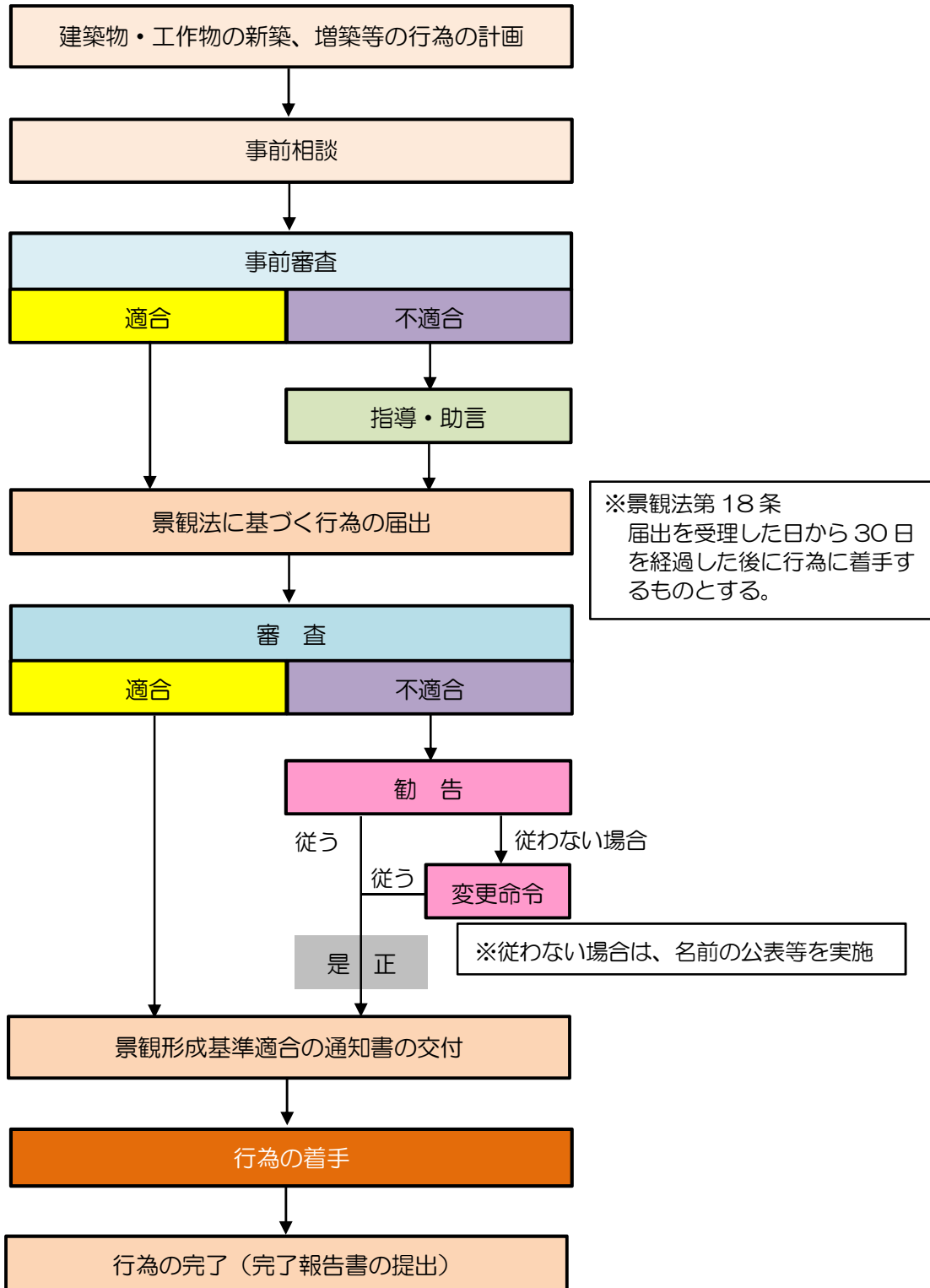
①煙突、排気塔その他これらに類するもの
②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
③広告板、広告塔、アーチ広告、装飾塔その他これらに類するもの
④高架水槽、冷却塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
⑤擁壁、門、垣、柵その他これらに類するもの
⑥メリーゴーラウンド、観覧車、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類するもの
⑦石油、ガス、穀物、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
⑧自動車車庫、物件保管施設その他これらに類するもの
⑨汚水処理施設、ごみ焼却施設、し尿処理施設その他これらに類するもの
⑩太陽光発電設備等の施設で建築物に設置する以外のもの

## 2. 届出の流れ

届出があった日から 30 日以内に審査を行い、景観形成基準に適合していない場合には、勧告を行います。さらに勧告に従わない場合には、変更命令を出すこととなります。

なお、条例で定める変更命令の対象となる特定届出対象行為は、以下のとおりです。

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更



### 3. 景観形成基準

#### (1) 一般区域

##### ①市街地地域における景観形成基準

###### 市街地地域

項目		景観形成基準
建築物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的な建造物等に隣接する場合は、景観上の影響を避けるよう建築物の配置等に配慮する。</li> <li>●参道からの眺望や象頭山、愛宕山等への眺望の阻害にならないよう建築物の規模等に配慮する。</li> <li>●道路その他の公共空間に敷地が接する場合には、建築物の外壁は道路境界から後退するなど、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。</li> <li>●太陽光発電設備等を屋根及び屋上に使用又は設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。</li> <li>●太陽光発電設備等を外壁に使用又は設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●歴史的な建造物等が残る地域では、それらの景観資源との調和に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外観（屋根、外壁等）の基調色は、落ち着いたものとし、色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。</li> <li>【彩度】：Y（黄）系、YR（黄赤）系、R（赤）系は5以下 その他は3以下</li> <li>ただし、自然素材を使用した場合及び壁面の20%以下の場合、この限りではない。</li> <li>●屋根の色彩は、外壁の色彩との調和に配慮する。</li> <li>●使用する色数をできるだけ少なくし、異なる色彩の調和に配慮する。</li> <li>●太陽光発電設備等を屋根及び屋上に使用又は設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを基本とする。</li> <li>また、外壁に使用又は設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。</li> <li>●太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努め、周辺景観に調和した色彩とする。</li> </ul>
	素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●光沢の強い材料や反射光の生じるものをできるだけ使用しないよう努める。</li> </ul>
	附帯する設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の設備等は、道路等の公共空間から見えにくい場所に設置、配管するか、植栽、自然素材等による目隠しの設置に努める。</li> <li>●外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとする。</li> </ul>

項目		景観形成基準
建築物	建築物を利用する屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺景観を阻害しないような大きさとし、設置数は必要最小限とする。</li> <li>● 材料、色彩は、まち並みに調和したものとする。</li> <li>● 金刀比羅宮、琴平公園等からの眺望や象頭山、愛宕山等への眺望に配慮し、屋上広告物の設置を避けるよう努める。</li> </ul>
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行者の快適な回遊に向けて、潤いと憩いの空間の確保に努める。</li> <li>● 塀、柵等を使用する場合には、自然素材を使用するなど、周辺の景観に配慮する。</li> <li>● 駐車場、駐輪場、ゴミ置き場等は、生け垣、塀等を設け、道路から直接見えないように配慮する。</li> <li>● 車や自転車が周辺に溢れ出さないように、敷地内にスペースを確保するよう努める。</li> </ul>
工作物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的な建造物等に隣接する場合は、景観上の影響を避けるよう配慮する。</li> <li>● 参道からの眺望や象頭山、愛宕山等への眺望の阻害にならないよう配慮する。</li> <li>● 太陽光発電設備等を設置する場合は、道路等の公共空間から見える場所には設置しないよう努める。</li> <li>● 地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず道路等の公共空間から見える場所に設置する場合は、植栽や塀等を設置するなど容易に見えないように配慮する。</li> <li>● 金刀比羅宮、琴平公園等からの眺望や象頭山、愛宕山等への眺望に配慮し、屋上広告物の設置を避けるよう努める。</li> <li>● 屋外広告物等を設置する場合は、周辺景観を阻害しないような大きさとし、設置数は必要最小限とする。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>● 歴史的な建造物等が残る地域では、それらの景観資源との調和に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外観（屋根、外壁等）の基調色は、落ち着いたものとし、建築物色彩基準に適合したものとする。 【彩度】：Y（黄）系、YR（黄赤）系、R（赤）系は5以下           その他は3以下 ただし、下地アクセント色として色彩基準に適合しない場合は20%以下とし、黄色に限り、総面積の30%以下とする。 ・ 絵、写真、イラスト等は、下地アクセント色と併せて30%以下までとする。</li> <li>● 使用する色数をできる限り少なくし、異なる色彩の調和に配慮する。</li> <li>● 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努め、周辺景観に調和した色彩とする。</li> </ul>

項目		景観形成基準
工 作 物	素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●光沢の強い材料や反射光の生じるものをできる限り使用しないよう努める。</li> </ul>
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> <li>●長大な法面を避け、切土・盛土が最小限となる地形を生かした造成に努める。</li> <li>●できるだけ既存の樹木等を残すよう努め、法面が生じた場合には緑化を施すよう努める。</li> <li>●やむを得ず擁壁等を設置する場合には、できるだけ規模を小さくし、石等の自然素材を使用するよう努める。</li> <li>●できるだけ敷地内に植栽等のスペースを確保するよう努める。</li> </ul>
土石の採取、鉱物の掘採		<ul style="list-style-type: none"> <li>●採取場・掘採場は、周辺に植栽や塀を設置するなど、道路その他の公共空間から容易に見えないように配慮する。</li> <li>●採取・掘採後の跡地は、整正を行い、高木、低木等の植栽に努める。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>●堆積物は、道路その他の公共空間から直接見えない位置に集積するか、周辺に生け垣、塀等の目隠しを設置するよう努める。</li> </ul>

②田園集落地域、自然環境地域における景観形成基準

田園集落地域、自然環境地域

項 目		景観形成基準
建 築 物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的な建造物等に隣接する場合は、景観上の影響を避けるよう建築物の配置等に配慮する。</li> <li>●周辺の山々への眺望の阻害にならないよう建築物の規模等に配慮する。</li> <li>●田園景観の調和に配慮したゆとりある配置とする。</li> <li>●太陽光発電設備等を設置する場合は、道路等の公共空間から見えにくい形での設置に努める。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●のどかで、広がりのある田園景観との調和に配慮し、落ち着いた外観となるよう奇抜な形態、意匠は避けるよう努める。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外観（屋根、外壁等）の基調色は、落ち着いたものとし、色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。</li> <li>【彩度】：Y（黄）系、YR（黄赤）系、R（赤）系は5以下           その他は3以下</li> <li>ただし、自然素材を使用した場合及び壁面の20%以下の場合、この限りではない。</li> <li>●屋根の色彩は、外壁の色彩との調和に配慮する。</li> <li>●使用する色数をできる限り少なくし、異なる色彩の調和に配慮する。</li> <li>●太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努め、周辺景観に調和した色彩とする。</li> </ul>
	素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●光沢の強い材料や反射光の生じるものをできる限り使用しないよう努める。</li> </ul>
	附帯する設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の設備等は、道路等の公共空間から見えにくい場所に設置、配管するか、植栽、自然素材等による目隠しの設置に努める。</li> <li>●外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとする。</li> </ul>
	建築物を利用する屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観を阻害しないような大きさとし、設置数は必要最小限とする。</li> <li>●材料、色彩は、周辺の景観と調和したものとする。</li> </ul>
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●塀、柵等を使用する場合には、自然素材を使用するなど、周辺の景観に配慮する。</li> <li>●駐車場、駐輪場、ゴミ置き場等は、生け垣、塀等を設け、道路から直接見えないように配慮する。</li> <li>●樹姿や樹形が優れた樹木は、保全に努めるとともに、景観要素として積極的に活用する。</li> </ul>

項目		景観形成基準
工 作 物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的な建造物等に隣接する場合は、景観上の影響を避けるよう配慮する。</li> <li>●周辺の山々への眺望の阻害にならないよう配慮する。</li> <li>●地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず道路等の公共空間から見える場所に設置する場合は、植栽や塀等を設置するなど容易に見えないように配慮する。</li> <li>●屋外広告物を設置する場合は、周辺景観を阻害しないような大きさとし、設置数は必要最小限とする。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●歴史的な建造物等が残る地域では、それらの景観資源との調和に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外観（屋根、外壁等）の基調色は、落ち着いたものとし、建築物色彩基準に適合したものとする。</li> <li>【彩度】：Y（黄）系、YR（黄赤）系、R（赤）系は5以下 その他は3以下</li> <li>ただし、下地アクセント色として色彩基準に適合しない場合は20%以下とし、黄色に限り、総面積の30%以下とする。</li> <li>・絵、写真、イラスト等は、下地アクセント色と併せて30%以下までとする。</li> <li>●使用する色数をできる限り少なくし、異なる色彩の調和に配慮する。</li> <li>●太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努め、周辺景観に調和した色彩とする。</li> </ul>
	素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●光沢の強い材料や反射光の生じるものをできる限り使用しないよう努める。</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長大な法面を避け、切土・盛土が最小限となる地形を生かした造成に努める。</li> <li>●できるだけ既存の樹木等を残すよう努め、法面が生じた場合には緑化を施すよう努める。</li> <li>●やむを得ず擁壁等を設置する場合には、できるだけ規模を小さくし、石等の自然素材を使用するよう努める。</li> </ul>	
土石の採取、鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> <li>●採取場・掘採場は、周辺に植栽や塀を設置するなど、道路その他の公共空間から容易に見えないように配慮する。</li> <li>●採取・掘採後の跡地は、整正を行い、高木、低木等の植栽に努める。</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>●堆積物は、道路その他の公共空間から直接見えない位置に集積するか、周辺に生け垣、塀等の目隠しを設置するよう努める。</li> </ul>	



## (2) 景観形成重点地区

## 景観形成重点地区における景観形成基準

項目		景観形成基準
建築物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的な建造物等に隣接する場合は、景観上の影響を避けるよう建築物の配置等に配慮する。</li> <li>●参道からの眺望や象頭山、愛宕山等への眺望の阻害にならないよう建築物の規模等に配慮する。</li> <li>●道路に面する建築物の連続性を確保するため、壁面位置を揃えるよう配慮する。</li> <li>●新築における建築物の高さは、10m以下とする。なお、増築、改築、移転を行う場合には、従来の建築物の高さ以下とする。</li> <li>●太陽光発電設備等を設置する場合は、道路等の公共空間から見えにくい形での設置に努める。</li> <li>●太陽光発電設備等を屋根及び屋上に使用又は設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。</li> <li>●太陽光発電設備等を外壁に使用又は設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。</li> </ul>
	形態・意匠 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金刀比羅宮への参道として、歴史を感じられる形態・意匠とし、まとまりのある連続したまち並みとなるよう努める。</li> <li>●参道沿いの建築物における窓、扉、バルコニー等の開口部は、壁面面積の30%以内とし、30%を超える場合には木製格子、障子等を用いて建築物との調和を図る。ただし、開口部は1階、2階部分を対象とすることとする。また、1階の間口（出入口）は、開口部からは除く。</li> <li>●連続したまち並みとして、屋根形態の統一を図るよう努める。</li> </ul>
	色彩 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外観（屋根、外壁等）の基調色は、落ち着いたものとし、色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。 【彩度】：Y（黄）系、YR（黄赤）系、R（赤）系は4以下           その他は2以下 ただし、自然素材を使用した場合及び壁面の20%以下の場合、この限りではない。</li> <li>●屋根の色彩は、外壁の色彩との調和に配慮する。</li> <li>●使用する色数をできる限り少なくし、異なる色彩の調和に配慮する。</li> <li>●太陽光発電設備等を屋根及び屋上に使用又は設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用又は設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。</li> <li>●太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努め、周辺景観に調和した色彩とする。</li> </ul>

※1、※2については、後述の「参考：景観形成重点地区における景観形成基準の補足説明」を参考のこと。

項目		景観形成基準
建築物	素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、できる限り自然素材を使用した金刀比羅宮への参道としての雰囲気醸し出すものとする。</li> <li>●光沢の強い材料や反射光の生じるものをできる限り使用しないよう努める。</li> </ul>
	附帯する設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の設備等は、道路等の公共空間から見えにくい場所に設置、配管するか、植栽、自然素材等による目隠しの設置に努める。</li> <li>●外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとする。</li> </ul>
	建築物を利用する屋外広告物等 ※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広告物の総面積は、附帯する壁面面積の30%以下とする。</li> <li>●材料は自然素材のものを使用する。自然素材を使用しない場合の色彩は、建築物色彩基準に適合したものとする。 ただし、下地アクセント色として色彩基準に適合しない場合は20%以下とし、黄色に限り、総面積の30%以下とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵、写真、イラスト等は、下地アクセント色と併せて30%以下までとする。</li> <li>・文字色は色彩基準によらないものとする。</li> </ul> </li> <li>●金刀比羅宮、琴平公園等からの眺望や象頭山、愛宕山等への眺望に配慮し、屋上広告物の設置をできる限り避ける。</li> <li>●建築物の壁面等に設置する突出広告物はできる限り避ける。</li> <li>●ネオンやLEDを使用した広告物や映像式の広告物等は設置しないこととする。</li> </ul>
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行者の快適な回遊に向けて、潤いと憩いの空間の確保に努める。</li> <li>●観光客や店舗等への来客用の駐車場を設ける場合には、植栽を行うよう努める。</li> <li>●自動販売機は、できる限り設置しないこととし、設置する場合は、道路その他の公共空間から見えにくい場所に設置するよう努め、かつ建築物色彩基準に配慮したものとする。</li> </ul>
工作物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的な建造物等に隣接する場合は、景観上の影響を避けるよう配慮する。</li> <li>●参道からの眺望や象頭山、愛宕山等への眺望の阻害にならないよう配慮する。</li> <li>●太陽光発電設備等を設置する場合は、道路等の公共空間から見える場所には設置しないよう努める。</li> <li>●地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず道路等の公共空間から見える場所に設置する場合は、植栽や塀等を設置するなど容易に見えないように配慮する。</li> <li>●金刀比羅宮、琴平公園等からの眺望や象頭山、愛宕山等への眺望に配慮し、屋上広告物の設置をできる限り避ける。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠とする。</li> </ul>

※3については、後述の「参考：景観形成重点地区における景観形成基準の補足説明」を参考のこと。

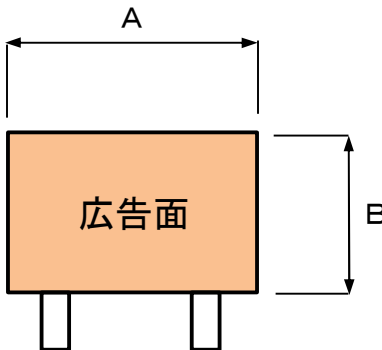
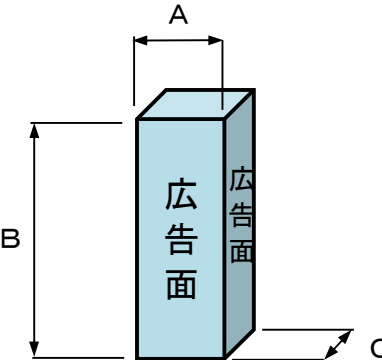
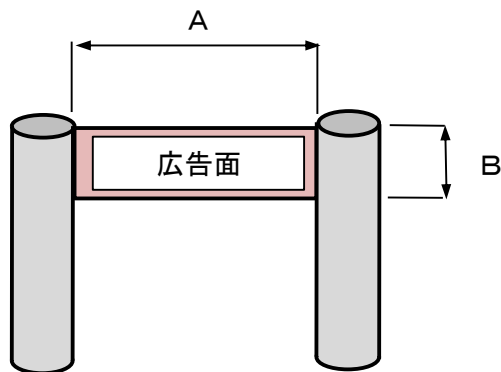
項目		景観形成基準
工 作 物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外観の基調色は、落ち着いたものとし、建築物色彩基準に適合したものとする。</li> <li>【彩度】：Y（黄）系、YR（黄赤）系、R（赤）系は4以下           その他は2以下</li> <li>ただし、下地アクセント色として色彩基準に適合しない場合は20%以下とし、黄色に限り、総面積の30%以下とする。</li> <li>・絵、写真、イラスト等は、下地アクセント色と併せて30%以下までとする。</li> <li>●使用する色数をできる限り少なくし、異なる色彩の調和に配慮する。</li> <li>●太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努め、周辺景観に調和した色彩とする。</li> </ul>
	素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、金刀比羅宮への参道としての歴史性に配慮したものとする。</li> <li>●光沢の強い材料や反射光の生じるものをできる限り使用しないよう努める。</li> </ul>
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> <li>●長大な法面を避け、切土・盛土が最小限となる地形を生かした造成に努める。</li> <li>●できるだけ既存の樹木等を残すよう努め、法面が生じた場合には緑化を施すものとする。</li> <li>●やむを得ず擁壁等を設置する場合には、できるだけ規模を小さくし、石等の自然素材を使用する。</li> <li>●できるだけ敷地内に植栽等のスペースを確保するよう努める。</li> </ul>
土石の採取、鉱物の掘採		<ul style="list-style-type: none"> <li>●採取場・掘採場は、周辺に植栽や塀を設置するなど、道路その他の公共空間から容易に見えないように配慮する。</li> <li>●採取・掘採後の跡地は、整正を行い、高木、低木等の植栽に努める。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>●堆積物は、道路その他の公共空間から直接見えない位置に集積するか、周辺に生け垣、塀等の目隠しを設置する。</li> </ul>

なお、届出の対象となる規模よりも小規模な屋外広告物については、届出は不要ですが、良好な景観の形成のための望ましい基準として、「屋外広告物の設置に関する望ましい景観形成基準」を以下のとおりとします。

**届出不要な屋外広告物の設置に関する望ましい景観形成基準**

①広告（一面）の表示面積は、広告板は5㎡以下、広告塔は2.5㎡以下、アーチ広告は5㎡以下とする。広告物の下地は、自然素材を使用するものとする。自然素材を使用しない場合の塗装等による色彩は、建築物色彩基準（※）に適合したものとする。ただし、下地アクセント色（※）として色彩基準に適合しない場合は20%以下とし、黄色に限り、総面積の30%以下とする。

- ・絵、写真、イラスト等は、下地アクセント色と併せて30%以下までとする。
- ・文字色は色彩基準によらないものとする。

<p>広告板</p>	 <p>・広告の表示面積 = <math>A \times B \leq 5 \text{ m}^2</math></p>
<p>広告塔</p>	 <p>・広告の表示面積 = <math>A \times B \leq 2.5 \text{ m}^2</math> (<math>B \times C \leq 2.5 \text{ m}^2</math>)</p>
<p>アーチ広告</p>	 <p>・広告の表示面積 = <math>A \times B \leq 5 \text{ m}^2</math></p>

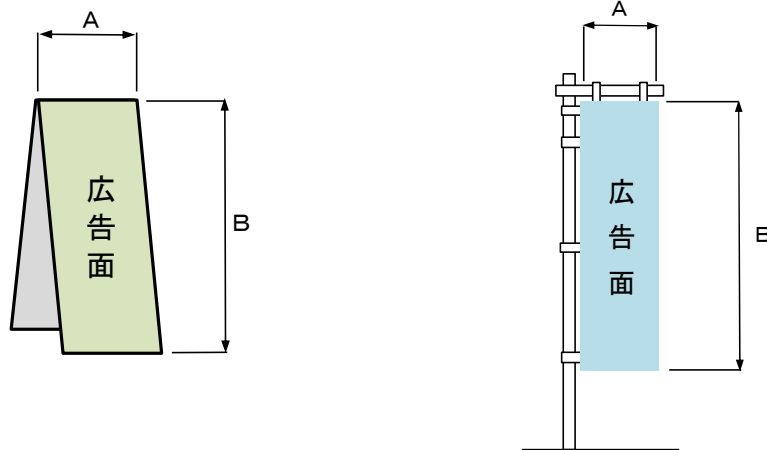
※建築物色彩基準：「参考：景観形成重点地区における景観形成基準の補足説明」（P36）参照  
下地アクセント色：「参考：景観形成重点地区における景観形成基準の補足説明」（P37）参照

②イベント期間中など短期的に設置する場合を除き、独立した看板、広告旗、メニュー、置物等については、できる限り設置しないこととし、設置する場合には、幅1m、高さ1.5m以下とし、建築物色彩基準（※）に適合したものとする。

ただし、下地アクセント色（※）として色彩基準に適合しない場合は20%以下とし、黄色に限り、総面積の30%以下とする。

- ・絵、写真、イラスト等は、下地アクセント色と併せて30%以下までとする。
- ・文字色は色彩基準によらないものとする。

独立した看板、広告旗、メニュー、置物等（※日常的に設置する場合を対象）



- ・幅（A）＝1m以下、高さ（B）＝1.5m以下

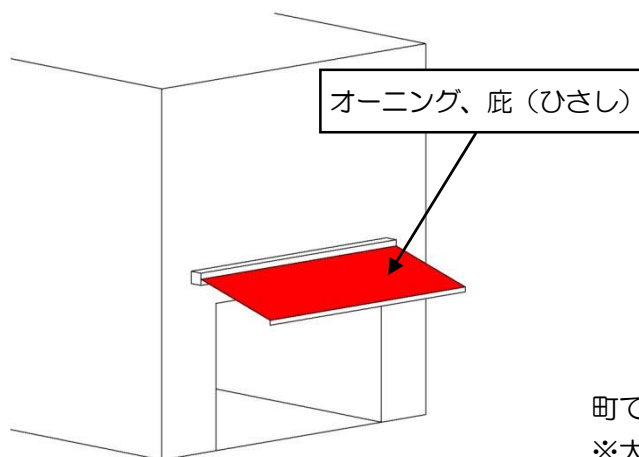
ただし、複数設置する場合には、圧迫感を与えないような本数とすることが望ましい。

注：イベント期間中など短期的に設置する場合には、適宜、判断するものとする。

③店先等において、日よけ、雨除けのオーニング、庇（ひさし）等を設ける場合は、歴史的なまち並みに配慮した材質、色彩とするよう努める。なお、材質については、ビニールやポリカーボネート、ガラス等の光沢のある材質、反射する材質を使用したものはできるだけ避けるとともに、色彩については、建築物色彩基準に適合することが望ましい。

④店先にのれんを掲げる場合には、歴史的な風情を感じられるよう、綿、麻等の自然素材の生地を使用し、色彩に配慮したものとするよう努める。

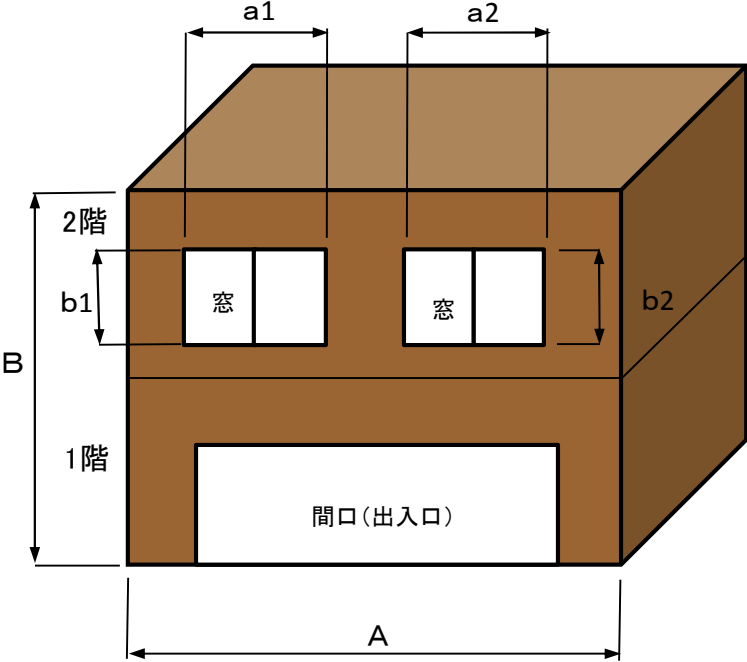
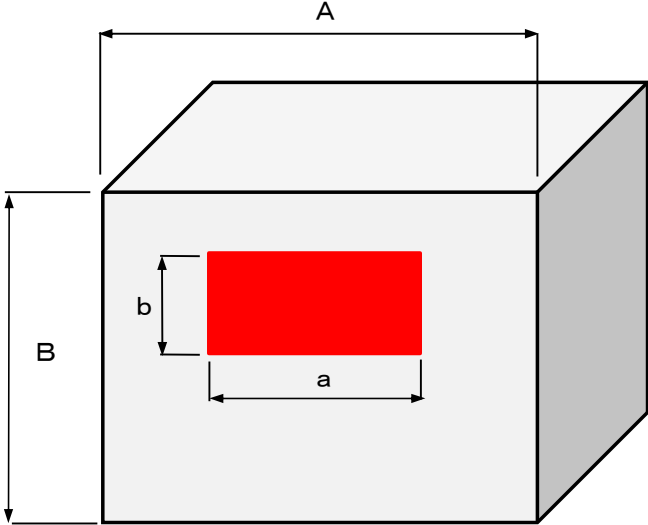
⑤ちょうちんについては、町にて作成・販売をしており、大きさ、色彩等の統一を考慮して、当該ちょうちんの使用を推奨する。



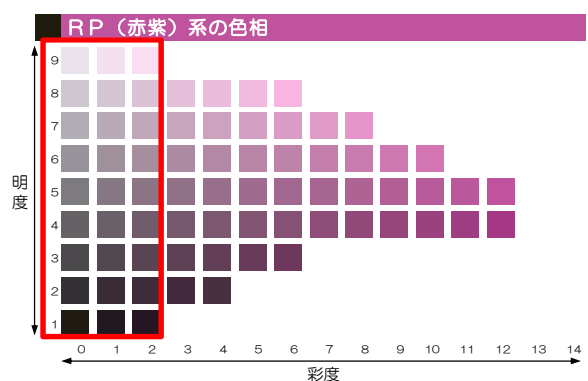
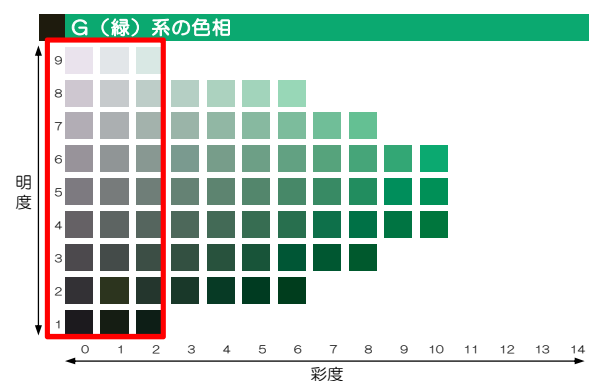
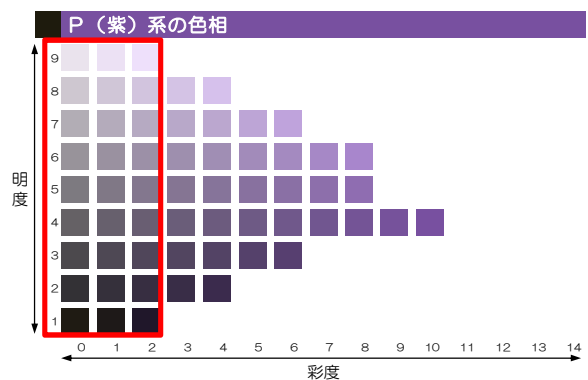
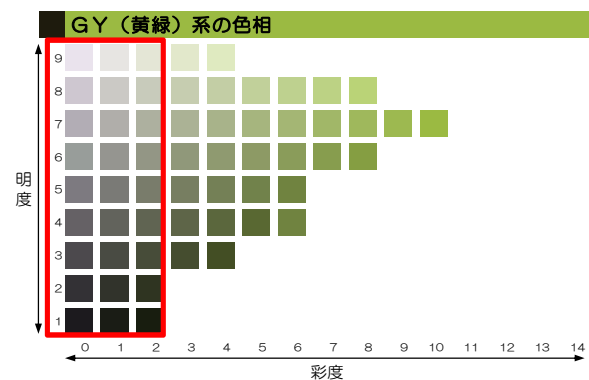
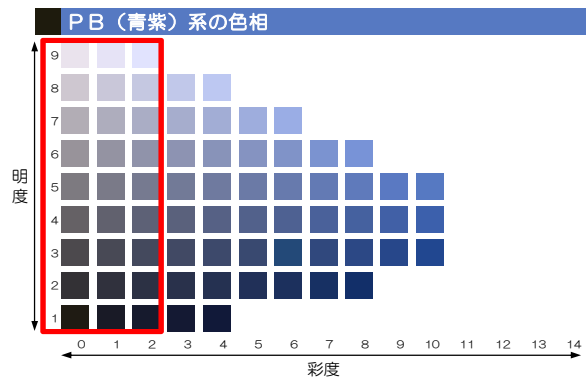
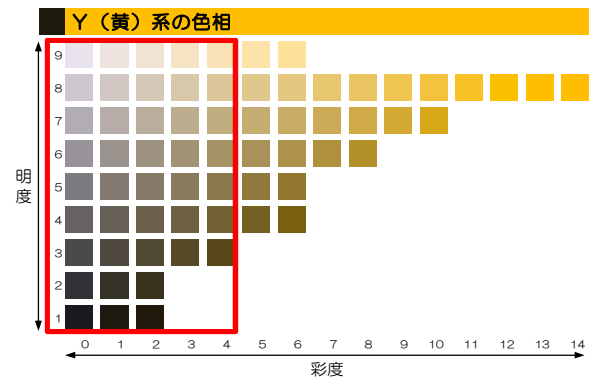
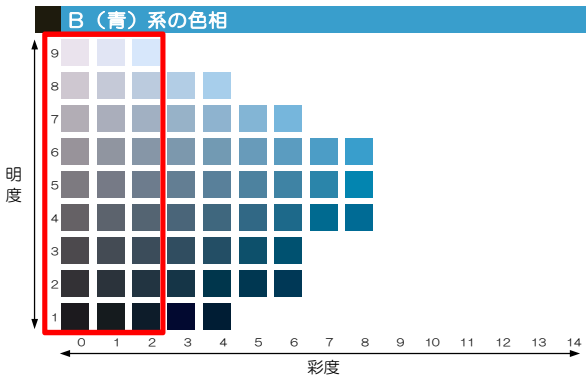
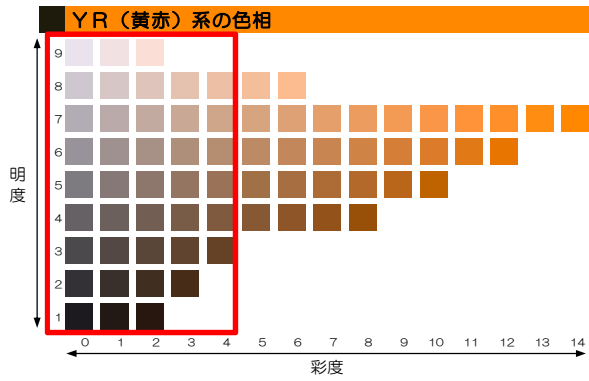
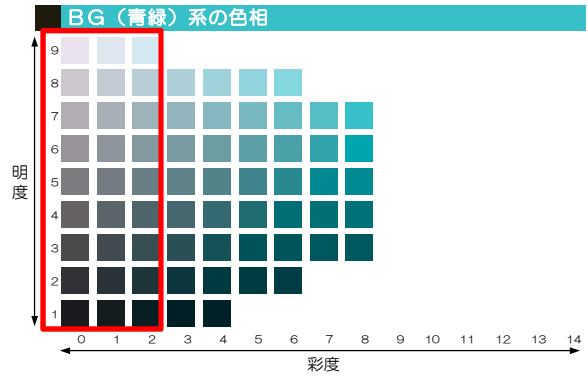
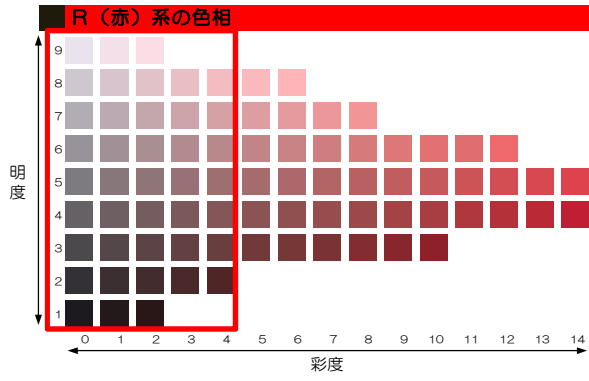
町で作成・販売しているちょうちん  
※大きさは九寸（約27cm）

⑥ネオンやLEDを使用した広告物や映像式の広告物等は、設置しないこととする。

参考：景観形成重点地区における景観形成基準の補足説明

項目	説明
<p>※1 形態・意匠</p>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 壁面面積 = <math>A \times B</math></li> <li>• 開口部面積 = <math>(a1 \times b1 + a2 \times b2)</math></li> <li>• 開口部の割合 = <math>(a1 \times b1 + a2 \times b2) / (A \times B) \leq 30\%</math></li> </ul> <p>注1：壁面面積、開口部面積は、1階、2階部分を対象とし、3階以上は対象としない。</p> <p>注2：間口（出入口）がある場合には壁面面積から除く。</p> <p>注3：窓が木製格子で覆われている場合や内側に障子を設置している場合などは、開口部扱いとしない。</p>
<p>※2 色彩</p>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 壁面面積 = <math>A \times B</math></li> <li>• 色彩基準と適合しない面積 = <math>a \times b</math></li> <li>• 色彩基準と適合しない割合 = <math>(a \times b) / (A \times B) \leq 20\%</math></li> </ul>

建築物色彩基準



注：印刷のため、実際の色と異なる場合があります。

項目	説明
<p>※3 建築物を利用する屋外広告物等</p>	<div data-bbox="542 280 1284 884" data-label="Image"> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 壁面面積 = <math>A \times B</math></li> <li>• 壁面広告面積 = <math>(a \times b)</math></li> <li>• 壁面広告の割合 = <math>(a \times b) / (A \times B) \leq 30\%</math></li> </ul> <p>注1：壁面広告が同一壁面に複数ある場合には、それらの合計とする。</p> <div data-bbox="606 1153 1149 1422" data-label="Image"> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 壁面広告面積 = <math>A \times B</math></li> <li>• 下地アクセント色の面積 = <math>a \times b</math></li> <li>• 下地アクセント色の割合 = <math>(a \times b) / (A \times B) \leq 20\%</math></li> </ul> <p>注1：下地アクセント色が黄色の場合 下地アクセント色の割合 = <math>(a \times b) / (A \times B) \leq 30\%</math></p> <p>注2：絵、写真、イラスト等真等を併用して用いる場合 ※絵、写真、イラスト等の面積 = <math>c</math></p> <p>下地アクセント色及び絵、写真、イラスト等の割合 = <math>((a \times b) + c) / (A \times B) \leq 30\%</math></p> <p>なお、ここでいう下地アクセント色とは建築物色彩基準に適合していない色彩のことを指す。</p>



## 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

本町の長きにわたる歴史を物語る上で重要な建築物及び工作物等の建造物や良好な景観を形成する上で重要となる建造物を景観重要建造物に指定し、これらを保全し、後世へと継承していきます。

対象となる建造物は、道路や公共の場から誰も見ることができるものとし、指定にあたっては、所有者や管理者等の意見を聴き、同意を得るほか、専門家等の意見も踏まえて指定するものとします。

なお、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定された又は仮指定された建造物については、適用しないこととします。

- ◆地域の歴史・文化と密接な関係を有し、地域の良好な景観構成要素となる建造物
- ◆歴史的又は建築的な価値を有する建造物
- ◆特徴的なデザインや外観等からシンボル性を有した建造物
- ◆地域の住民に親しまれており、適正に維持管理が行われている建造物

### 2. 景観重要樹木の指定の方針

地域の自然や歴史・文化等からみて樹容が景観上の特徴を有するなど、良好な景観を形成する上で重要となる樹木を景観重要樹木に指定し、これらを保全し、後世へと継承していきます。

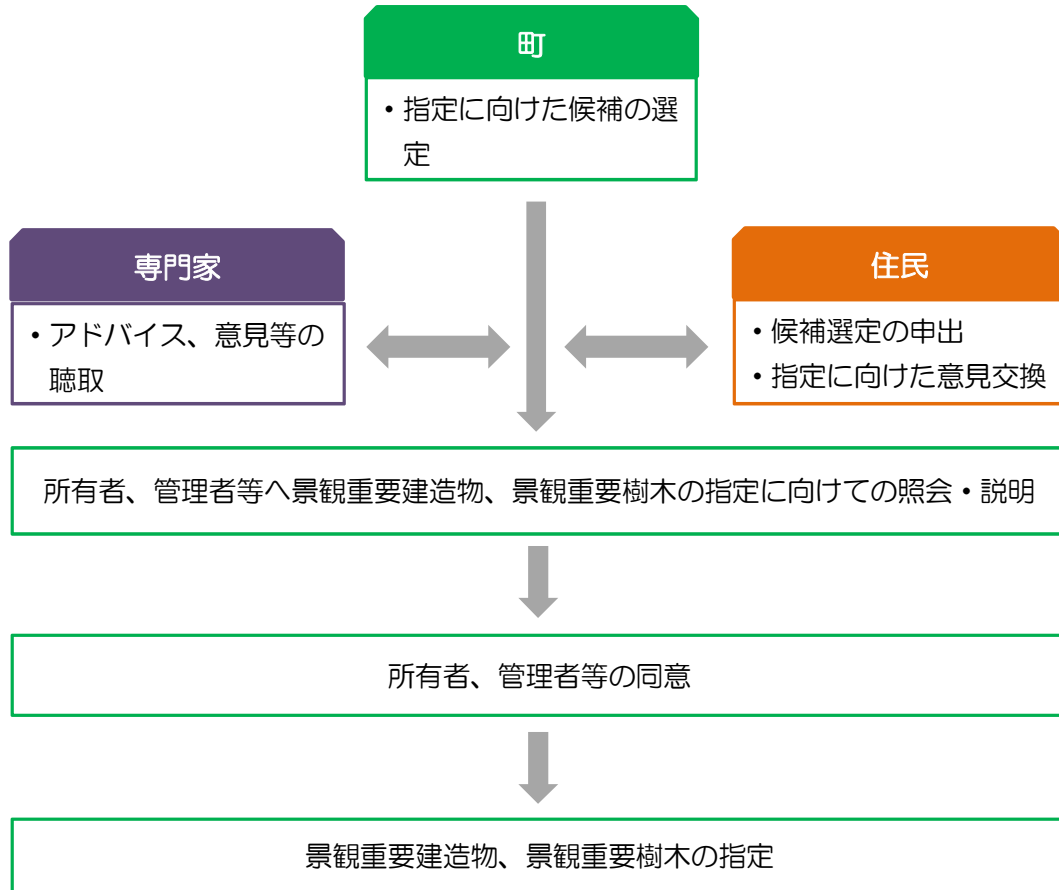
対象となる樹木は、道路や公共の場から誰も見ることができるものとし、指定にあたっては、所有者や管理者等の意見を聴き、同意を得るほか、専門家等の意見も踏まえて指定するものとします。

なお、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定された又は仮指定された樹木については、適用しないこととします。

- ◆樹姿や樹形が景観上優れており、地域のシンボリックな存在の樹木
- ◆地域におけるランドマークになるなど、地域の良好な景観構成要素となる樹木
- ◆地域の住民に親しまれており、適正に維持管理が行われている樹木

### 3. 指定に向けたフロー

指定方針に基づき、景観重要建造物、景観重要樹木の候補を選定する過程において、住民からの申出も含めて検討を行い、専門家の意見等を踏まえて指定を行っていきます。



## 第6章 その他の景観形成に関する事項など

### 1. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

屋外広告物は、景観を構成する要素の一つとなっており、無秩序に乱立すると良好な景観に影響を及ぼすことから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限を図る必要があります。

現在、香川県では良好な広告景観を目指して「屋外広告物条例」を制定し、風致地区や名勝、天然記念物等の文化財については、屋外広告物を表示できない禁止区域に指定しています。

また、JR土讃線及びことでん琴平線の一部の区間、国道319号、国道377号、県道大麻琴平買田線等の沿線は、許可地域に指定しています。

本計画における一般区域においては、香川県屋外広告物条例における許可基準、手続き等に則ることとします。

なお、景観形成重点地区においては、町独自の規制・誘導を図ることとし、屋外広告物条例の制定に向けた検討も行うものとします。

- ◆象頭山への眺望に配慮した掲出位置、高さとする
- ◆周辺のまち並みと調和した落ち着いた色彩、大きさ、形態とする
- ◆ネオンやLEDを使用しないこととする

### 2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、河川、公園等の公共施設において、地域の良好な景観の形成に重要な要素となるものについては、景観重要公共施設として指定を行い、適正な維持管理やさらなる整備を進めていくことが必要です。

本町にも金刀比羅宮への参道として、多くの人が行き交った金毘羅五街道と呼ばれる道路や良好な水辺空間を有する河川などの公共施設があります。

金毘羅五街道は、隣接する市町から本町へと続く道路であり、現在も烏居、燈籠、丁石等が残っています。今後は、金比羅五街道が残っている市町や管理者である香川県と指定に向けた協議・調整を行っていきます。

また、一部の区間が市街地を流れている金倉川は、管理者である香川県と指定に向けた協議・調整を行っていきます。

これら以外についても、地域の住民に親しまれている公共施設で、地域の良好な景観構成要素となるものは、管理者等と協議を行いながら指定について検討していきます。

なお、今後、景観重要公共施設の指定と併せて、整備の方針等を定めることとします。

## 第7章 良好な景観形成の推進に向けた取組

### 1. 景観まちづくりにおける役割

住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しつつ、互いが協働しながら景観まちづくりを進めることが重要です。

#### (1) 住民の役割

住民は、景観に対する理解と関心を持ち、自身の庭先への植栽や花壇への緑化など、身近な景観づくり自ら行うことが望まれます。

また、地域における良好な景観の形成について話し合い、その実現のためのルールづくりやルールを遵守するとともに、さらには、美化・清掃活動、緑化活動、景観まちづくりのイベントの開催など、町全域への活動に積極的に参加することが望まれます。

#### (2) 事業者の役割

事業者も住民と同様に景観に対して理解と関心を深め、事業所周辺の緑化や建築物、工作物、屋外広告物等のデザイン、色彩、形状等に配慮することが望まれます。

また、景観まちづくりに対する提案や様々な景観まちづくり活動への参画が望まれます。

#### (3) 行政の役割

行政は、住民や事業者に対して景観に対する知識や関心を持っていただくために、町内に存在する景観資源の位置や特性等について、広く情報発信を行うとともに景観に対する行政の取組み等について広く周知を図ります。

また、住民や事業者が景観について学習できる景観フォーラム、シンポジウムの開催や住民、関係者、行政等が良好な景観形成について一緒に議論できる場の創出を図るなど、景観まちづくりに向けた活動を共に推進できるよう、意識の醸成に努めます。

### 2. 計画の見直し

良好な景観の形成を継続していくためには、景観まちづくりへの取組みを地域レベルで展開しながら、その活動を拡大させていく必要があります。

特に景観形成重点地区においては、景観形成基準に基づいた景観形成の状況やまちづくりの取組状況について評価を行い、その結果をフィードバックさせるとともに、それらの活動を他の地域へと波及させていくといった目的を有していることから、住民や関係者における景観への取組みの熱意や熟度等も考慮に入れつつ、段階的な区域の拡大について検討を行っていきます。

なお、本町の景観まちづくりを着実に推進していくために、景観まちづくりの推進状況や地域の景観まちづくりに向けた機運の高まり、社会経済情勢の変化等を踏まえて、適時、本計画の見直しを検討することとします。

### 3. 推進体制

#### (1) 景観まちづくり協議会

景観重要建造物・景観重要樹木の指定、景観形成重点地区の拡大、景観まちづくりへの取組みに対する評価、景観計画の見直しなどを行う場合には、景観まちづくり協議会にて幅広い見地から助言を行います。

また、景観まちづくり協議会は、良好な景観形成を持続的に推進していくために、地域において景観形成に関わりを持つ、様々な立場の関係者が、共通の場を設けて、利害の異なる課題について協議・調整を図りながら粘り強く、課題解決を図っていくための組織であり、観光客が多く訪れるまちでありながら、歴史や文化が残る本町では、良好なまち並みづくりを推進することによって、観光客の回遊性を高め、地域の活性化につなげていくことが望まれおり、観光協会、商工会、地域住民等が参画し、知恵を出し合い、協力しながら景観まちづくりを進めます。

このため、景観まちづくり協議会の委員は、学識経験者、専門家、地域住民の代表、関係者等によって構成されることが望ましく、必要に応じて追加等を行います。

#### (2) 庁内・関係機関との連携

景観の構成要素は、河川、道路、農業施設等の公共施設にはじまり、樹木、農地なども含めて多岐にわたるほか、一方で歴史的、芸術的な価値を有する文化財の建造物等も存在し、それらを所管、担当する部署も庁内には複数存在しています。

そのため、各部署が景観に対する共通認識を持ち、これらの景観資源を守りながら、公共施設が良好な景観形成に寄与できるように、行政が先導的に景観まちづくりを進めていくための情報交換や庁内連携に向けた体制づくりを進めます。

また、複数の市町に跨り存在する河川や道路等の公共施設や県が管理する公共施設なども存在することから、これらの施設を景観重要公共施設に位置づける場合や周辺市町につながる連続した景観づくりのためには、県や隣接する市町との協議・調整を行っていく必要があり、関係機関が協力しながら広域的な景観形成に向けた取組み推進する体制づくりを進めます。

# 附 属 資 料

# 1. 琴平町景観まちづくり協議会

## (1) 琴平町附属機関設置条例

平成 27 年 6 月 5 日  
条例第 28 号

(設置等)

第 1 条 法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により本町に設置する附属機関は、別表のとおりとし、附属機関の担任する事務、委員の定数、委員の任期、構成者及び庶務担当は、当該別表に定めるところによる。

(委員の委嘱)

第 2 条 附属機関の委員は、別表の構成者の欄に掲げる者のうちから執行機関が委嘱又は任命する。

2 執行機関は、前項に定める委員のほか、必要と認める者を委員に委嘱し、又は任命することができる。

(委員の身分)

第 3 条 前条第 1 項に定める委員が、別表の構成者の欄に掲げる職の身分を失ったときは、当該附属機関の委員を辞したものとみなす。

(委員の再任)

第 4 条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

(補欠委員の任期)

第 5 条 附属機関の委員が欠けた場合において、補欠により委嘱又は任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 附属機関に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 附属機関の会議は、会長が招集し、議長となる。

(部会)

第 8 条 附属機関に必要な部会を置くことができる。

(特別委員等)

第 9 条 附属機関に専門的事項を調査及び審議させるため必要があるとき又は臨時に委員を置く必要があるときは、第 2 条に定める委員のほか、特別委員又は臨時委員(以下「特別委員等」という。)を置くことができる。

2 特別委員等の議事参加については、会長が附属機関の会議に諮って定める。

3 特別委員等は、任務が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取等)

第 10 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、当該執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際現に附属機関の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)にこの条例に基づく委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第 1 条の規定にかかわらず、施行日における従前の附属機関の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

別表(第 1 条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成者	庶務担当
町長	琴平町行財政改革推進委員会	行財政改革推進に向けたの審議及び答申に関する事務	7 名以内	2 年	(1) 学識経験者	総務課
	琴平町景観まちづくり協議会	景観の形成についての調査及び審議に関する事務	15 名以内	2 年	(1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員	総務課
	琴平町都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の 2 の規定における都市計画に係る基本方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定についての調査及び審議に関する事務	15 名以内	都市計画マスタープランの策定が完了する日まで	(1) 学識経験者 (2) 町内有識者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 公共的団体の代表者	総務課
	琴平町まち・ひと・しごと創生有識者会議	地方版総合戦略及び地方人口ビジョンの策定及び検証に関する事務	15 名以内	1 年	(1) 学識経験者 (2) 関係団体代表者	総務課
	琴平町虐待防止等対策地域協議会	虐待防止等のための支援についての協議に関する事務	20 名以内	2 年	(1) 司法・警察関係者 (2) 教育関係者 (3) 保健福祉関係者 (4) 医療関係者 (5) 関係行政機関の職員	福祉課
	琴平町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに当該施策の実施状況の審議に関する事務	15 名以内	2 年	(1) 学識経験者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 子どもの保護者 (4) 関係行政機関の職員	福祉課
	琴平町地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定についての審議に関する事務	15 名以内	計画策定終了まで	(1) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者 (2) 学識経験者	福祉課



					(3) 町民団体等の関係者 (4) 関係行政機関の職員	
琴平町障がい者福祉計画策定委員会	障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の策定及び評価についての調査	15名以内	計画策定終了まで		(1) 学識経験者 (2) 関係団体代表者 (3) 医療関係者 (4) 地域等の住民代表 (5) 関係行政機関の職員	福祉課
琴平町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会	老人福祉計画の見直し並びに介護保険事業計画の策定についての審議に関する事務	20名以内	計画策定終了まで		(1) 学識経験者 (2) 関係団体代表者 (3) 被保険者を代表する者 (4) 関係行政機関の職員	福祉課
琴平町老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの適正な入所措置を図るための審議に関する事務	4名以内	2年		(1) 香川県中讃保健福祉事務所長又は代理者 (2) 医師 (3) 老人福祉施設長 (4) 地域包括支援センター長	福祉課
琴平町地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るための審議に関する事務	10名以内	3年		(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者(1号及び2号) (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者 (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者	福祉課
琴平町地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービスの適正な運営を確保するための審議に関する事務	10名以内	3年		(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者 (3) 地域における保健・医療・福祉関係者 (4) 学識経験者	福祉課
琴平町健康増進計画等策定推進委員会	健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に基づく健康増進計画及び食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第2項に基づく食育推進計画の中間評価並びに見直しに関し、必要な事項を調査及び検討するための事務	15名以内	2年		(1) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者 (2) 町民団体等の代表者 (3) 関係行政機関の職員	健康推進課
琴平町観光振興基	観光振興基本計画の策	25名	委嘱し		(1) 学識経験者	観光商

	本計画策定委員会	定についての審議に関する事務	以内	た日から委嘱した日の属する年度の末日まで	(2) 観光振興を目的とする団体の代表者 (3) 観光に関する事業を行う者 (4) 本町の区域内の公共的団体等の代表者	工課
教育委員会	琴平町就学指導委員会	障害のある児童及び生徒の就学について適正な措置を講ずるための調査、審議及び答申に関する事務	10名以内	2年	(1) 医師 (2) 関係教育機関の職員 (3) 児童福祉施設の職員 (4) 学識経験者	生涯教育課
	琴平町立学校結核対策委員会	町立学校における結核健康診断の実施及びその結果の把握並びに精密検査対象児童及び生徒の健康管理方針の専門的な検討、結核患者発生時の保健所等関係機関と協力した対策の検討、地域と連携した学校の結核管理方針の検討など結核対策に関する事務	9名以内	1年	(1) 香川県中讃保健所長 (2) 結核の専門家 (3) 郡市医師会の代表 (4) 学校医の代表 (5) 町立学校の校長の代表 (6) 町立学校の養護教諭の代表 (7) 関係行政機関の職員	生涯教育課
	琴平町立幼稚園教育環境等検討委員会	町立幼稚園における適正な保育及び体制についての調査及び審議に関する事務	20名以内	調査、審議及び検討した意見等の最終的な結果を教育長に報告した日まで	(1) 学識経験者 (2) 幼稚園関係者 (3) 保育所関係者 (4) 関係行政機関の職員	生涯教育課
	琴平町いこいの郷公園指定管理者選定委員会	いこいの郷公園の指定管理者選定に向けての審議及び答申に関する事務	8名以内	諮問に係る答申まで	(1) 学識経験者 (2) いこいの郷公園利用者 (3) 関係行政機関の職員	生涯教育課
町長及び教育委員会	琴平町立小学校の適正規模、適正配置等検討委員会	町立小学校の適正配置等についての調査、審議、建議及び答申に関する事務	30名以内	諮問に係る答申まで	(1) 学識経験者 (2) 町内学校関係者、幼稚園関係者及び保育所関係者 (3) 町内PTA関係者 (4) 関係団体代表者	総務課及び生涯教育課

(2) 琴平町景観まちづくり協議会委員名簿

琴平町景観まちづくり協議会 委員名簿

区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	松島 学	香川大学工学部 教授	会長
学識経験者	遠藤 孝司	香川県建築士会 会長	副会長
学識経験者	請川 誠之	琴平町文化財保護審議会 会長	
地元	中野 吉貫	内町自治会 会長	
地元	吉田 尚人	神明町上自治会 会長	
学識経験者	位野木 正	まちなみ有識者	
公共的団体	山下 康二	琴平町自治会連合会 会長	
公共的団体	氏家 孝志	琴平町商工会 会長	
公共的団体	國時 史明	琴平町商工会青年部 前部長	
公共的団体	西村 好平	琴平町観光協会 会長	
学識経験者	門脇 俊文	琴平町文化協会 会長	
金融機関	宮本 隆弘	百十四銀行 琴平支店長	
金融機関	石塚 晃司	香川銀行 琴平支店長	

## 2. 策定経過

### (1) 琴平町景観まちづくり協議会

#### 琴平町景観まちづくり協議会検討経過

回数	開催月日	会議内容
第1回	平成29年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の委嘱</li> <li>会長、副会長の互選</li> <li>琴平町の景観について</li> <li>景観計画について</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	平成29年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市視察</li> </ul>
第3回	平成29年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>琴平町景観計画（素案）について</li> </ul>
第4回	平成29年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について</li> <li>景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針について</li> <li>その他の景観形成に関する事項など</li> <li>良好な景観形成の推進に向けた取組</li> </ul>
第5回	平成29年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成重点地区における景観形成基準</li> <li>屋外広告物の設置に関する望ましい事項について</li> </ul>

### (2) 都市計画審議会

#### 琴平町景観計画都市計画審議会経過

開催月日	内容
平成30年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>琴平町景観計画（案）の諮問</li> </ul>

### (3) 住民意見の募集

#### 琴平町景観計画住民意見の募集経過

開催月日	内容
平成29年2月10日～2月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「琴平町都市計画マスタープラン」及び「琴平町景観計画」策定に関するアンケート調査</li> </ul>
平成30年1月30日～3月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>琴平町景観計画（素案）に対する住民意見の募集</li> </ul>

### (4) 地元説明会

#### 琴平町景観計画地元説明会の開催経過

開催月日	内容
平成30年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成重点地区周辺の住民を対象とした地元説明会の開催</li> </ul>



こんぴーくん

琴平町景観計画

平成30年(2018年)3月

発行/琴平町

編集/総務課

〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817-10

【TEL】 0877-75-6701 (直通)

【FAX】 0877-73-2120

【E-mail】 [kikaku@town.kotohira.lg.jp](mailto:kikaku@town.kotohira.lg.jp)